

## 入札説明書

国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 8 月 29 日

2 入札契約事務担当課等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県 県土整備部 道路局 道路建設課 国道班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 電話 073-441-3092（直通）

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所等

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 9 階

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

3 工事概要

(1) 工事年度及び工事番号 令和 7 年度 県債国補国改 第 2 号-2

(2) 工事名 国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事

(3) 工事場所 新宮市熊野川町相須外地内

(4) 工事概要 延長 1,305.5m 幅員 7.0 (8.5) m

トンネル工 (New Austrian Tunneling Method)

L=1,268.0m (C I =264.0m、C II =713.0m、D I =249.0m、D III =42.0m)

補助工法

小口径長尺鋼管フォアパイリング L=64.6m

(5) 工期 1000 日間

(6) 予定価格 事後公表

(7) 調査基準価格 設定有り・事後公表

(8) 施工形態 共同企業体

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後 VE (Value Engineering) 方式工事である。

(10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成 21 年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。

(11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成 20 年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。

(12) 本工事は、和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱（令和 6 年制定。以下「施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」という。）による施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事である。

(13) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

4 入札参加資格

この一般競争入札に参加する資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が 3 者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ 20% 以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が 5 名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしている

こと。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。  
イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が 1,000 点以上であること。

ウ 平成 22 年 4 月 1 日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあっては、元請となる共同企業体への出資比率が 20% 以上である構成員の場合に限る。）として NATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しが完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

a 1 級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士の資格（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成 30 年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成 30 年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

c a 又は b に掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

（イ）平成 22 年 4 月 1 日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあっては、元請となる共同企業体への出資比率が 20% 以上である構成員の場合に限る。）の従業員として NATM による道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しが完了した施工経験（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐その他これらに準ずる者として、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。

（ウ）土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過しない者であること。

（エ）資格確認申請日において継続して 3 か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。

（3）共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。

イ 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札の参加を排除されている

者でないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。

エ 国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

オ 建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年制定。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和 62 年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が 850 点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあっては、この限りでない。

（ア）次に掲げる国家資格のいずれかを有すること。

a 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者

b 1 級建設機械施工技士又は 2 級建設機械施工技士の資格を有する者

c 技術士の資格（技術士法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成 30 年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成 30 年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

（イ）資格確認申請日において継続して 3 か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

（4）共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものという。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。才において同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

## 5 入札参加資格及び技術提案の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、知事から入札参加資格の有無について確認を受けなければならぬ。また、技術提案（参考資料がある場合は、参考資料を含む）についても、次に従い提出すること。

なお、期限までに申請書類及び技術提案（以下これらをあわせて「申請書類等」という。）を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 持参による場合

(ア) 提出期間： 令和7年9月1日（月）から同月24日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日、（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同月24日（水）については、午後2時）までの間。

(イ) 提出場所： 2(2)に同じ。

イ 郵送による場合

(ア) 提出期限： 令和7年9月1日（月）午前9時から同月24日（水）午後2時まで（期間内に到着したもののみ有効）

(イ) 提出先： 2(2)に同じ。

(ウ) 提出方法： 書留郵便とすること。

ウ 電子メールによる場合

(ア) 提出期限： 令和7年9月1日（月）午前9時から同月24日（水）午後2時まで（期間内に到着したもののみ有効）

(イ) 提出先： e0802002@pref.wakayama.lg.jp

(ウ) 提出方法： 申請書類等の容量が5メガバイトを超える場合は、参考資料のみア(ア)又はイ(ア)に示す期間内に次の方で提出すること。

参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体の名称、共同企業体の代表者の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を

記載の上、持参又は書留郵便により提出するものとする（この場合において、参考資料を除く申請書類等の容量が5メガバイトを超えないこと。）。また、送信後必ず電話にて受領の確認をすること。

(エ) 留意事項 : 原本の提出が必要となる(2)イ及び(2)ウについては、後日原本確認を行う。また、申請書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。

- a Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
- b Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
- c PDF ファイル (Adobe Acrobat Readerにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

なお、ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合において自己解凍方式は指定しないものとする。

(2) 申請書類等は次のとおりとし、申請書類等のうち、ア、オからケまで及びタに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それ以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式 1-1）

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後 3 か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後 3 か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届（別記様式 1-2）

オ 共同企業体の協定書の写し（参考様式 1）

カ 4 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 4 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し（本件工事の入札資格確認申請日において有効かつ最新のもの。）

ク 同種工事の施工実績（別記様式 1-3）

(ア) 4 (2) ウの要件を満たすことを証する同種の工事の施工実績を別記様式 1-3 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件とする。

(イ) 記載した施工実績のすべての内容が確認できる書類として、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。）（参考様式 2）又は C O R I N S（竣工登録）の写し等のいずれかの書類を添付すること。

ケ 配置する予定の監理技術者の資格・工事施工経験（別記様式 1-4）

(ア) 4 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者の資格及び同種の工事の施工経験を別記様式 1-4 に記載すること。記載する同種工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐としての施工経験（日本国外における施工経験の場合は、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）の件数は 1 件でよい。

なお、配置する予定の監理技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。複数の候補者を記載する場合は候補者 1 名につき様式 1 枚とする。

また、同一の監理技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置する予定の監理技術者を配置す

ることができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置する予定の監理技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

- (イ) 記載した施工経験のすべての内容が確認できる書類として、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。）（参考様式2）、C O R I N S（竣工登録）の写し等のいずれかの書類及び当該技術者が担当した技術的内容が判る当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。
- (ウ) 監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- (エ) 記載した監理技術者が継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
- (オ) 落札者は、別記様式1-4に記載した監理技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
- (カ) 申請書提出時に配置する予定の監理技術者が他の工事の主任技術者又は監理技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。

- コ 4(3) キの要件を満たすことを証する書面の写し  
サ キ又はシの総合評定値通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあっては、4(3)サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し  
(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し  
(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し  
(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し  
(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式1-5）を添付すること。  
シ 4(3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し（本件工事の入札資格確認申請日において有効かつ最新のもの。）  
ス 4(3) スの要件を満たすことを証する次に掲げる書面  
(ア) 4(3)ス(ア)の要件を満たすことを証する書面の写し  
(イ) 4(3)ス(イ)の要件を満たすことを確認できる資料として「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し  
セ 委任状（参考様式3）（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）  
ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書（別記様式1-6）

タ 技術提案（提案様式 1 に参考資料を添付する場合はそれらを含む。）

(3) 入札参加資格の確認は、申請書類等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 10 月 20 日（月）までに入札参加資格確認通知書（別記様式 2）により通知する。

(4) 本件は技術提案の提出後、技術対話の機会を設けるものとする。技術対話については別添を参照すること。

## 6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期間：令和 7 年 10 月 21 日（火）から同月 29 日（水）までの休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間

イ 提出場所：2 (2) に同じ。

ウ 提出方法：書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 知事は、説明を求められたときは、令和 7 年 11 月 4 日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 技術提案作成要領及び設計図書に対する質問

(1) 技術提案作成要領に対する質問がある場合においては、次に従い、別記様式 3-1 により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、技術提案作成要領に対する質問を電子メール又はファクシミリで提出する場合は、件名を「入札質問（仮称 4 号トンネル）」とすること。また、送信後必ず電話にて受領の確認をすること。

ア 提出期間：令和 7 年 8 月 29 日（金）から同年 9 月 8 日（月）午後 4 時まで  
持参する場合は、上記期間の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（同年 9 月 8 日（月）については、午後 4 時）までの間

イ 提出場所：電子メールによる場合 e0802002@pref.wakayama.lg.jp  
持参による場合 2 (2) に同じ。  
ファクシミリによる場合 073-441-3091

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）（<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載する。

ア 閲覧の期間及び場所

期間：令和 7 年 9 月 18 日（木）から同年 11 月 10 日（月）までの休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間  
場所：2 (2) に同じ。

イ 入札情報システムに掲載する期間

期間：システム停止時間を除く令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 9 時から同年 11 月 10 日（月）まで（システム停止時間：午前 3 時～5 時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(3) 設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い、別記様式 3-2 により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、設計図書に対する質問を電子メール又はファクシミリで提出する場合は、件名を「入札質問（仮称 4 号トンネル）」とすること。また、送信後必ず電話にて受領の確認をすること。

ア 提出期間：令和 7 年 8 月 29 日（金）から同年 10 月 10 日（金）午後 4 時まで  
持参する場合は、上記期間の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（同年 10 月 10 日（金）については、午後 4 時）までの間

イ 提出場所 : 電子メールによる場合 e0802002@pref.wakayama.lg.jp  
持参による場合 2(2)に同じ。  
ファクシミリによる場合 073-441-3091

(4)(3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、入札情報システム(<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>)に掲載する。

ア 閲覧の期間及び場所

期間 : 令和7年10月24日(金)から同年11月10日(月)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

場所 : 2(2)に同じ。

イ 入札情報システムに掲載する期間

期間 : システム停止時間を除く令和7年10月24日(金)午前9時から同年11月10日(月)まで(システム停止時間:午前3時~5時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。)

## 8 入札書の提出方法並びに提出場所及び期間

(1) 入札書提出期間において、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年施行)又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年施行)に基づく土木工事業の資格の認定を受けている者(以下「入札参加資格認定者」という。)で、和歌山県公共工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>)に利用者登録を行っている者(以下「電子入札システム利用可能者」という。)は、原則として電子入札システムを使用して入札するものとし、それ以外の者は持参又は郵送により入札するものとする。

なお、提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(2) 電子入札システムによる場合

ア この入札においては、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年施行)を適用せず、この入札説明書に定めるところにより取り扱うものとする。

イ 電子入札システムによる入札期間は、令和7年11月6日(木)から同月10日(月)までの電子入札システム利用可能時間とする。電子入札システム利用可能時間は、午前9時から午後5時30分までの間(休日及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。)とする。なお、システム障害その他不測の事態により電子入札システムにより入札ができない期間が生じても、入札期間の延長は行わない。

ウ 入札参加者は、入札書に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを添付の上、提出すること。また、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。

工事費内訳書の様式は別記様式5、入札担当者連絡票の様式は別記様式6によるものとする。

エ 入札書に共同企業体の名称を明記する(電子入札システムの入力書画面の「JV参加」欄にチェックを入れ、「企業名称」欄に共同企業体名を入力して入札すること)。

オ 入札書等の受付確認は、電子入札システムによる入札受付票の発行により確認すること。

カ 工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び入札担当者連絡票(以下これらをあわせて「入札書添付資料」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。

(ア) Microsoft Word(Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

(イ) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

(ウ) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

キ ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合において自己解凍方式は指定しないものとする。

ク カ及びキによらず提出された入札書添付資料は提出がないものとみなす。

ケ 入札書添付資料の容量は 3 メガバイトを超えないこと。

コ 電子入札を利用することができる IC カードは、入札参加資格認定者で、和歌山県と契約を締結する権限を有する者の IC カードに限る。

サ 入札可能な IC カードは、共同企業体の代表者の IC カードとする。共同企業体の代表者が電子入札システム利用可能者でない場合は、持参又は郵送による入札とすること。

シ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) コ及びサ以外の IC カードを使用して入札をした場合

(イ) 他人の IC カードを不正に使用して入札に参加した場合

(ウ) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず変更前の契約締結権限保有者の IC カードを使用して入札に参加した場合

(エ) 同一案件に対し、同一の者が複数の IC カードを使用して入札に参加した場合

(オ) その他不正の目的を持って IC カードを使用して入札に参加した場合

### (3) 持参による場合

ア 提出期間： 令和 7 年 11 月 6 日（木）から同月 10 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）

イ 提出場所： 2 (2) に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下これらをあわせて「入札書等」という。）を封筒に入れ封印をし、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体の名称、共同企業体の代表者の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、提出場所に提出するものとする。

(イ) 入札参加者は、入札書等の提出の際に入札参加資格確認通知書の写しを持参し入札書等に添えて提出するものとする。

(ウ) 各様式について、入札書は別記様式 4、工事費内訳書は別記様式 5、入札担当連絡票は別記様式 6 によるものとする。

### (4) 郵送による場合

ア 提出期限： 令和 7 年 11 月 6 日（木）午前 9 時から同月 10 日（月）午後 5 時（期間内に到着したもののみ有効）

イ 提出先： 2 (2) に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 書留郵便とすること。

(イ) (3) ウ (ア) により封筒に入れ封印した入札書等と入札参加資格確認通知書の写しを同封し、提出先に郵送するものとする。

(ウ) 入札書は別記様式 4、工事費内訳書は別記様式 5、入札担当連絡票は別記様式 6 によるものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(6) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は、認めないものとする。

(7) 入札執行回数は、1回とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、（ア）に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。また、（イ）に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

(ア) 入札保証金の納付に代えることができる担保

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証（ただし、保証期間は入札保証に係る書類の提出日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までを含むこと。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。）

(イ) 入札保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（ただし、保険期間は書類の提出日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までを含むこと。また、定額てん補方式であること。）

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合（ただし、予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。また、予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。）

### イ 入札保証金の納付等

(ア) 入札保証金の納付又は利付国債若しくは地方債の提供によろうとする場合は、令和 7 年 9 月 24 日（水）までに入札契約事務担当課まで申し出て、その指示に従い同年 11 月 5 日（水）までに手続を完了すること。ただし、利付国債又は地方債の提供による場合は相当の日数を要する場合があり、必ずしも提供期日までに手続きが完了するとは限らないので留意すること。

(イ) 金融機関等の保証による場合は保証書を、入札保証保険契約を締結した場合は入札保証保険証券を、契約保証の予約による場合は契約保証の予約証書を次により入札契約事務担当課に提出すること。

#### a 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表面に「国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事の入札保証に係る書類在中」と記載すること。

#### b 提出期間

令和 7 年 9 月 24 日（水）から同年 11 月 5 日（水）までの休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）

ただし、郵送による場合は、同年 11 月 5 日（水）午後 5 時を受領期限とする。

ウ 入札保証金の還付は、落札決定後入札保証金還付請求書の提出をもって還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

エ 次に該当する場合は、その入札参加者を失格とする。

(ア) 入札保証金等が未納付又は金額が不足している場合

(イ) イ (イ) に係る書類に不備があると認められる場合

オ 一度提出された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更は認めない。

カ 上記の他、入札保証金の取扱いについては、建設工事における入札保証に関する取扱要領（平成 23 年制定）によるものとする。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額は契約金額の 10 分の 1 以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10 分の 3 以上）とする。ただし、（ア）に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。また、（イ）に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

（ア）契約保証金の納付に代えることができる担保

　a 利付国債又は地方債

　b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証（ただし、保証期間が工期以上であること。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。）

（イ）契約保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

　a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合（ただし、保証期間は工期以上であること。また、定額てん補方式であること。）

　b 保険会社等の工事履行保証証券による保証（ただし、保証期間は工期以上であること。）

イ 上記の他、契約保証金の取扱いについては、建設工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（平成 23 年制定）によるものとする。

10 技術提案

技術提案は「技術提案作成要領」により作成すること。

11 開札

(1) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 : 2 (2) に同じ。

イ 開札日 : 令和 7 年 11 月 11 日（火）

ウ 開札予定時刻 : 午前 10 時

(2) 開札は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

12 失格

(1) 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

ア 入札参加資格がない者

イ 入札書の共同企業体の名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

ウ 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

エ 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

カ 9 (1) エに該当する者

キ 同一の入札について 2 以上の入札をした者

ク 技術提案を 5 (1) ア (ア) 、5 (1) イ (ア) 又は 5 (1) ウ (ア) の期間内に提出しなかった者

ケ 入札時に工事費内訳書及び入札参加確認通知書の写しを提出しなかった者

コ 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

サ 入札書提出の日から落札決定までの間において、4 に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

シ 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

ス 虚偽の技術提案を提出した者

セ 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

ソ 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適正でないと判断された者

タ 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査において、指定する期限までに追加書類等の全部若しくは一部を提出しない者、提出した追加書類等に不備がある者又は聴取り調査に応じない者

チ 8(2) シに該当する場合

ツ その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

(2) (1) に該当する者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。

### 13 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(7) によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

(2) 施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱による聴取り調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱に基づく追加書類等を提出しなければならない。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行い低入札価格調査の対象となった者は、提出を求められた日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

(4) 低入札価格調査において、低入札要領の「12 入札の執行」についてはこれを適用せず、次により取り扱うものとする。

ア 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札を保留し、電子入札システムにより入札を行ったすべての入札者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、電子入札システムによらず入札を行った入札者に対しては別途、ファクシミリ又は電話により、落札を保留した旨を告げる。また、調査基準価格を下回っているすべての入札者（低入札価格提示者）に対し、ファクシミリ又は電話により調査様式の提出を指示し、最高評価値入札者が低入札価格提示者の場合は、最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる（調査実施に係る通知文書は別途、送付又は手渡す。）。なお、調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札者から入札経過について問合せがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答するものとする。

(5) 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとする。調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

(6) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1 位の者を落札者とする。ただし、1 位の者が低入札価格調査の対象となる場合は(5)の調査を行った上で、落札者とする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に關係のない職員にくじを引かせて順位を決定する。

#### (7) 総合評価の方法

ア 技術提案及び施工体制の内容に応じ、加算点（最高点数 50 点）及び施工体制評価点（最高点数 30 点）を加える。加算点及び施工体制評価点の合計の最高点数は 80 点とする。また、標準点は 100 点とする。

イ 総合評価は、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

#### (8) 総合評価の評価項目

ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

(ア) 覆工コンクリートの品質向上に関する提案

(イ) 起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案

(ウ) トンネル施工の生産性向上に関する提案

(エ) 工事による粉塵の低減に関する提案

イ 工事目的物の品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況

(ア) 施工体制確保の確実性

(イ) 品質確保の実効性

#### (9) 留意事項

ア 入札金額は、技術提案を行った全ての内容を実施するために必要な費用を含めて見積もあるものであること。

イ 技術提案は確実に施工ができるものとすること。

ウ 過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。

エ 受注者の責めで採用された技術提案のとおりに施工がなされなかつた場合は、工事成績評定の減点対象とする。更に、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。

なお、契約金額を減額する場合にあっては、実際に履行された内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額するものとする。

オ 引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合、工事成績評定の減点を行うとともに、エと同様の措置等を課す場合がある。

カ 技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力による状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

### 14 落札結果の公表等

#### (1) 落札決定予定日 令和 7 年 12 月 16 日（火）

#### (2) 経過の公表

##### ア 開札状況の公表

(ア) 入札契約事務担当課は、開札後に、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載した入札経過書を作成し、公表するものとする。なお、入札経過書の様式は建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領（平成 19 年制定）の別記第 4 号様式に準じるものとする。

(イ) 公表日 令和 7 年 11 月 12 日（水）

(ウ) 公表予定期刻 午後 2 時

イ 入札契約事務担当課は、低入札価格調査に着手したときはその旨を公表するものとする。

ウ 入札契約事務担当課は、(1) の予定期を変更するときは、その旨を公表するものとする。

#### (3) 入札結果の公表

公表予定期 落札決定後速やかに。

#### (4) 公表方法

経過の公表及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、2 (2) の場所において閲覧により行う。

15 手続における交渉の有無

無

16 契約書作成の要否等

別途契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 議会の議決

要（令和8年2月議会）

18 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

19 各会計年度における請負代金の支払限度額。なお、本工事は、「事業加速円滑化国債」が採用されるため、補正予算が措置される等追加で予算の執行が可能となった場合に各会計年度における請負代金の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを行うことがある。

(1) 令和7年度 請負代金額の約1.7%の金額

(2) 令和8年度 請負代金額の約16.9%の金額

(3) 令和9年度 請負代金額の約32%の金額

(4) 令和10年度 請負代金額の約49.4%の金額

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21 苦情申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、和歌山県における政府調達に関する苦情処理手続（令和3年和歌山県告示第446号）により、和歌山県政府調達苦情検討委員会（連絡先：和歌山県会計課、電話 073-441-3281（直通））に対して苦情を申立てができる。

22 契約に関する事項

(1) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、4に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、資格停止要綱別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当して取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当して取り消されたとき又はこの入札に必要な参加資格を満たさなくなったときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

イ 土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

23 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書類、技術提案又はその他の提出書類に虚偽の記載をした場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

- (3) 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は、取り止めることができるものとする。
- (4) 落札者は、申請書類に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (5) その他
  - ア 申請書類、技術提案及びその他の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 知事は、提出された申請書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申請書類、技術提案及びその他の提出書類は、返却しない。
  - エ 一度提出された申請書類、技術提案又はその他の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
  - オ 申請書類、技術提案及びその他の提出書類に関する問合せ先は、2（1）と同じ。